第十一条の十四　前条第一項の許可を受けた組合の作成する同項の倉荷証券には、当該組合の名称を冠する倉荷証券という文字を記載しなければならない。

第十一条の十五　第十一条の十三第一項の許可を受けた組合が同項の倉荷証券を発行した寄託物の保管期間は、寄託の日から六月以内とする。

前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第十一条の十六　第十一条の十三第一項の許可を受けた組合が同項の倉荷証券を発行した場合については、商法第六百十六条第一項、第六百十七条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条までの規定を準用する。

第十一条の六を第十一条の十一とし、第十一条の五の二を第十一条の十とし、第十一条の五を第十一条の九とし、第十一条の四を第十一条の八とする。

第十一条の三の二第一項第一号中「第十一条の十二の二第一項第一号」を「第十一条の三十第一項第一号」に改め、同条第二項第二号中「第十一条の十二の二第二項第二号」を「第十一条の三十第二項第二号」に改め、同条第四項第一号中「第十一条の十二の二第四項第一号」を「第十一条の三十第四項第一号」に改め、同条を第十一条の七とし、第十一条の三を第十一条の六とする。

第十一条の二の四中「」及び」の下に「同法」を加え、「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に改め、同条を第十一条の五とする。

第十一条の二の三第三号中「第十一条の五の二第一項」を「第十一条の十第一項」に、「第十一条の五に」を「第十一条の九に」に改め、同条を第十一条の四とし、第十一条の二の二を第十一条の三とする。

第七十三条第一項中「第二十一条第二項」を「第二十条第二項」に、「第二十二条から第二十七条の二まで」を「第二十一条から第二十七条まで」に、「本法に別段の定めがある場合」を「この法律で別に定めるもの」に、「第二十三条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第二十四条及び第二十六条中「第二十二条第一項」を「第二十三条及び第二十五条中「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第三十九条前段」を「第三十八条第一項前段」に、「第四十六条の四、第四十六条の五」を「第四十六条の三、第四十六条の四」に、「並びに第五十四条第一項」を「、第五十四条第一項、第五十四条の四並びに第五十四条の五」に、「第三十五条の六第九項第一号イ」を「同号イ」に、「第七十二条の十二の九第一項」を「第七十二条の十二の六」を「第七十二条の二十二」に、「第四十六条の四中」を「第四十六条の三中」に、「第七十二条の十二の十二」と」を「第七十二条の二十八」と、第四十九条第二項第二号中「計算書類」とあるのは「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」と」に改め、「二分の一」と」の下に「、第五十四条の四第二項中「定款の変更につき第四十四条第二項の認可があつた」とあるのは「定款の変更をした」と、同条第四項中「第四十八条の二及び第六十二条第三項」とあるのは「第六十二条第三項」と、第五十四条の五第二項中「定款の変更につき第四十四条第二項の認可があつた」とあるのは「定款の変更をした」と、同条第三項中「第四十八条の二から第五十条まで」とあるのは「第四十九条、第五十条」と、「移行する旨」とあるのは「移行する旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案」と」を加え、同条第四項中「解散」の下に「、合併」を、「第六十四条の二、第六十四条の三」を、「において」の下に「、第六十四条の三第二項中「第四十六条及び第四十八条の二」とあるのは「第七十二条の三十」と、第六十五条第四項中「又は計算書類」とあるのは「又は貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは損失処理案」と」を加え、「第七十二条の十第一項第一号」を「第七十二条の十三第一項第一号」に、「第三十条の二第四項の組合」を「経営管理委員設置組合」に改め、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第四章　組織変更

第一節　株式会社への組織変更

第七十三条の二中「出資農事組合法人」を「出資組合（第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合を除く。以下この節において同じ。）又は出資農事組合法人」に改める。

第七十三条の三第一項中「出資農事組合法人」を「出資組合又は出資農事組合法人」に改め、「前条の」の下に「規定による」を、「以下」の下に「この節において」を加え、「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「決議をする」を加え、「第七十二条の十四」を「出資組合にあつては第四十六条に規定する決議に、出資農事組合法人にあつては第七十二条の三十」に、「議決」を「決議」に改め、同条第三項中「第七十二条の十二の十二第一項」を「第四十三条の六第一項及び第三項並びに第七十二条の二十八第一項」に、「同項」を「第四十三条の六第一項中「十日前」とあるのは「二週間前」と、同条第三項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び組織変更計画の要領」と、第七十二条の二十八第一項」に改め、同条第四項第一号中「この節において」を削り、同項第五号中「農事組合法人」を「出資組合の組合員若しくは会員（以下この章において「組合員等」という。）又は出資農事組合法人」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「農事組合法人」を「出資組合の組合員等又は出資農事組合法人」に改め、同項第九号中「その他政令で定める事項」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九　組織変更後株式会社の資本金及び準備金に関する事項

第七十三条の三第四項に次の一号を加える。

十一　その他農林水産省令で定める事項

第七十三条の三第六項中「第一項に規定する」を削り、「ついては」の下に「、第四十八条の二」を加え、「「組織変更をする旨」を「組織変更をする旨」と、同項第二号中「計算書類」とあるのは「計算書類又は貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案若しくは損失処理案」に改める。

第七十三条の四を削る。

第七十三条の五第一項中「を行う」を「をする出資組合の組合員等又は」に、「第七十三条の三第一項」を「前条第一項」に改め、「当該」の下に「出資組合又は」を加え、「議決」を「決議」に改め、同条第二項中「同項の」の下に「出資組合又は」を加え、同条第三項中「による」の下に「出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の」を加え、「第二十三条から第二十六条まで」を「第二十二条から第二十五条まで」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、第二十二条第二項中「脱退した事業年度末」とあるのは、「組織変更の日」と読み替えるものとする。

第七十三条の五第四項を次のように改める。

第一項の規定により脱退する出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の組合員は、定款の定めにかかわらず、その持分の全部の払戻しを請求することができる。

第七十三条の五を第七十三条の四とする。

第七十三条の六第一項中「を行う」を「をする出資組合の組合員等又は」に改め、「の株式」の下に「又は金銭」を加え、同条第二項中「株式」の下に「又は金銭」を、「割当ては、」の下に「組織変更をする出資組合の組合員等又は出資農事組合法人の」を加え、同条を第七十三条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条の六　組織変更に際して資本準備金として計上すべき額その他組織変更に際しての計算に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第七十三条の七及び第七十三条の八を削る。

第七十三条の九第一項中「出資農事組合法人の持分」を「出資組合又は出資農事組合法人の持分」に改め、「質権は、」の下に「当該出資組合の組合員等又は」を加え、「金銭又は株式」を「株式又は金銭」に改め、同条第二項中「出資農事組合法人」を「出資組合又は出資農事組合法人」に、「議決」を「決議」に改め、同条を第七十三条の七とする。